

京都市上下水道局告示第33号

京都市指定給水装置工事事業者から、京都市指定給水装置工事事業者規程第7条第1項の規定に基づき事業の休止の届出がありましたので、同規程第10条第2号の規定に基づき告示します。

平成25年8月1日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 水田 雅博

1 休止届出業者名等

京都市右京区京北周山町卯瀧谷5番地1

株式会社昭和建設

代表取締役 國府 秀治

2 休止届出年月日

平成25年7月3日

(上下水道局水道部給水課)